

入札心得

(目的)

第1条 つくば市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下競争入札という。）を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争入札参加の申出)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、令第167条の6の公告において指定した期日までに、競争参加資格確認申請書の提出を「いばらき電子入札共同利用システム」又は「茨城県電子調達システム」（以下「電子入札システム」という。）により行わなければならない。

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書、図面等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムの所定の入力画面上において作成し、公告、通知書に示した時刻までに提出しなければならない。ただし、「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」に該当する場合はこれによることができる。

3 前項の入札書は、公告、公示又は通知書に示した時刻までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、電子入札システムの所定の入力画面上において作成し、提出するものとする。

3 入札参加者が締切日時を過ぎても入札書を提出しなかった場合は、入札書不着として辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない（電子認証書を取得しない。）者のした入札
- (2) 明らかに連合によると認められる入札
- (3) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合）
- (4) 金額を訂正した入札（紙入札の場合）
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札（紙入札の場合）
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者又は落札候補者（以下落札者等という。）の決定）

第9条 入札を行った者のうち、令167条の9及び令167条の10の規定による場合を除き、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者等とする。

（再度入札）

第10条 再度入札の条件を付した案件において、開札の結果、落札者等がない場合は、入札執行者が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は、評価値が最高の者）が2人以上あるときは、くじにより落札者等を決定する。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、次に掲げるいずれかの保証（保証額は、契約金額の100分の10以上の額とする。）を付さなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) 履行保証保険契約の締結
- (5) 公共工事履行保証証券による保証

（入札保証金等の振替え）

第13条 入札執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り返ることができる。

（契約書の提出）

第14条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者に提出しなければならない。

（異議の申立）

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。